

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 産業労働部産業人材課

法令名	職業能力開発促進法			法令番号	昭和44年法律第64号		
手続名	職業訓練の認定			根拠条項	第24条第1項		
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和44年10月1日訓発第248号労働省職業訓練局長通達「新職業訓練法の施行について」第四の一（別添1） ・昭和60年10月1日能発第210号労働省職業能力開発局長通達「職業訓練法の一部を改正する法律の施行について」第四の四（別添2） 						
	受付機関	産業人材課	処理機関	産業人材課	交付機関	産業人材課	標準処理期間 15日
					標準経由期間 日		